

栃木県では、令和元年台風第19号により被災された中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進を支援するため、「令和元年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を実施することとしており、その補助金の交付を受けるために必要となる「復興事業計画」について、以下のとおり公募を行います。

1 事業の目的

令和元年台風第19号による災害のため甚大な被害を受けた地域において、県の認定する中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

2 申請の要件

申請ができる者は、複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ（以下、「中小企業等グループ」という。）となります。中小企業等グループの構成員が補助金を受けようとする場合は、その構成員の事業所等が、栃木県内に所在していることが要件となります。

また、資本金10億円以上の大企業（みなし大企業を含む）及び事業所等が栃木県内に所在していない中小企業者等については、グループ構成員としての参画は可能です。

大企業は原則として補助金交付の対象とはなりません。

なお、上記にかかわらず、暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等はグループの構成員として参画することはできません。また、県税に未納がある事業者は、補助金を受給することはできません。

※中小企業者等の定義については、11参考を参照してください。

① サプライチェーン型

次のⅠ、Ⅱいずれにも該当すること。

- I) 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること。
- II) 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和元年台風第19号による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - i) 施設や設備等の全部又は一部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難になっていること。
 - ii) 令和元年台風第19号による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

② 経済・雇用貢献型

次のⅠ、Ⅱいずれにも該当すること。

- I) 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。
- II) 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和元年台風第19号による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能

に重大な支障が生じていること。

- i) 施設や設備等の全部又は一部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難になっていること。
- ii) 令和元年台風第19号による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

③地域生活・産業基盤型

次のⅠ、Ⅱいずれにも該当すること。

- I) 県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹・基盤となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
- II) 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和元年台風第19号による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - i) 施設や設備等の全部又は一部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難になっていること。
 - ii) 令和元年台風第19号による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

④地域資源産業型

次のⅠ、Ⅱいずれにも該当すること。

- I) 観光地形成・地域の独自性をかたちづくる産業分野であって、観光地や地域経済に重要な役割を果たしている集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
- II) 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和元年台風第19号による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - i) 施設や設備等の全部又は一部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難になっていること。
 - ii) 令和元年台風第19号による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

⑤商店街型

次のⅠ、Ⅱいずれにも該当すること。

- I) 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。
 - i) 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - ii) 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たすと見込まれること。
 - iii) 当該商店街が所在する市町のまちづくり施策を踏まえ、商業集積を維持・管理することが適当と認められること。
- II) 令和元年台風第19号による災害のため、当該商店街等の構成員の全部又は一部の施設や設備に甚大な被害が生じ、あるいは、継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

<新分野事業について>

新分野事業への申請については、上記の要件に加え、次の2点も要件となります。

※新分野事業とは、従前の施設等への復旧等に代えて実施する新商品製造ラインへの転換、生産性向上のための設備導入、従業員確保のための宿舍整備など

- 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。
- 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。

※上記2点については、認定経営革新等支援機関による確認を得る必要があります。

ただし、認定経営革新等支援機関による確認を得ていても、必ず新分野事業の計画が承認されるとは限りませんのでご注意ください。

3 事業計画の期間

復興事業計画とは、個々の事業者が被害を受けた施設・設備をいつまでに復旧するというものではありません。グループとして復興のために行う事業について、その内容、実施体制、スケジュール、参加事業者等に関する計画を策定するものです。

今回、公募を行う「復興事業計画」の計画期間については、特に制限はありませんので、各グループの被災状況等に応じて、設定してください。

なお、補助事業の期間は、予算執行の都合上、原則として令和2(2020)年12月25日までに事業が完了する案件となります。

4 補助の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、令和元年台風第19号による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設又は設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費となります。

また、新分野事業については、施設・設備の原状回復に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費も補助対象とします。

ただし、この場合の補助上限額は、被災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた金額となります。

なお、令和元年台風第19号による災害以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合があります。

※修繕により被災前の機能が回復される場合は、修繕が原則です。この場合、施設の建替・移転、設備の入替は認められません。(建替・移転は原則として市町が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定が必要です。)

【補助対象経費】

- ① サプライチェーン型 ② 経済・雇用貢献型 ③ 地域生活・産業基盤型 ④ 地域資源産業型

区 分	内 容
施 設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備に係る費用(新分野事業に資する場合に限るものであり、既存の宿舎の復旧については認められません。)

注) 上記の施設又は設備の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

⑤ 商店街型

区 分	内 容
施 設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備に係る費用(新分野事業に資する場合に限るものであり、既存の宿舎の復旧については認められません。)
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

注) 上記の施設又は設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

注) 環境整備(コミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費)は、共同店舗の新設、街区の再配置に付随する場合に補助対象となります。

< 共 通 >

資産計上されないような備品・什器は原則として対象外です。

なお、パソコンなどの電子機器や車両などについては、被災前に業務用に用いていたことなどが証明できれば、対象となることがあります。

ただし、業務での使用が確認できなかった場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

5 復興事業計画認定の評価の方法及び評価のポイント

計画認定は、申請者から提出された復興事業計画について、復興事業計画評価委員会により評価し、予算の範囲内において、県が認定します。

したがって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、認定されない場合がありますので、ご了承願います。

なお、評価は、次の点を中心に行います。

【事業計画全体における評価のポイント】

●グループの特徴

県内においてグループが果たす役割等（地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割等）

●グループの各構成員

グループ内における県内中小企業の役割や参画割合、県内中小企業への効果等（県内中小企業の果たす役割や参画状況、本事業による中小企業への効果等）

●被害の状況

施設や設備の被害の状況等（令和元年台風第19号による災害に係る施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響等）

●復興計画の内容

復興に向けた計画の発展可能性、必要な実施体制の構築状況等（新事業・商品・技術開発、施設・設備の共同・相互利用、人材育成、雇用促進等グループとして共同で行う復興事業の内容、参画状況及び効果等）

●新分野事業の内容（新分野事業を実施する場合）

従前の施設・設備復旧では売上回復困難であること、新分野事業による売上回復の見込等

●施設・設備の復旧整備並びに商業機能の復旧促進のための事業の内容

計画に該当する施設や設備の復旧・整備の必要性等（グループの復興に必要で合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築等）

●収支計画の内容

事業内容と収支計画の整合性等（事業内容と収支計画の整合性、自己資金の調達の実実性等）

【グループ機能ごとの評価のポイント】

①サプライチェーン型

グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度等（サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品、技術、サービス内容等）

②経済・雇用貢献型

県内の経済・雇用への貢献度等（県内における経済波及効果や雇用への貢献度、企業数、売上高、雇用者数等）

③地域生活・産業基盤型

県内の一定の地域内における産業や生活の基盤づくりの重要度及び復興・雇用維持への貢献度等

【集積度】：地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等

【地域貢献度】：グループの事業者数、売上高、雇用者数等

④地域資源産業型

観光地や地域経済にとっての重要度及び復興・雇用維持への貢献度等

【集積度】：地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等

【地域貢献度】：グループの事業者数、売上高、雇用者数等

⑤商店街型

地域における社会的機能・中心的商業機能としての重要度、将来の商業集積の可能性等（地域において当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町のまちづくり施策における当該商店街等の位置づけ等）

6 復興事業計画の認定を受けたグループの構成員が申請することができる補助金の率等

※各区分の詳細は、「11参考」をご覧ください。

区 分		補助率	補助上限額
①	中小企業者 ※みなし大企業・みなし中堅企業を除く	「4補助の対象となる経費」の 3/4以内	1事業者 あたり 15億円
②	中堅企業及びみなし中堅企業等 ※みなし大企業を除く	「4補助の対象となる経費」の 1/2以内	
③	大企業及びみなし大企業で、①又は②が事業活動を行ううえで必要な施設・設備を貸付している事業者		

7 スケジュール

公募期間	令和2(2020)年4月6日(月)から ・第4回受付締切：4月24日(金) ・第5回受付締切：5月29日(金) ・第6回受付締切：6月26日(金) ・第7回受付締切：7月31日(金) (最終)グループ申請 ※申請状況により早めに認定手続きに入る場合があります。 これによる各計画に対する認定審査基準の違いは生じません。 ※計画の認定申請と補助金の交付申請は、同時提出が可能です。 ※補助金の交付申請は9月25日(金)まで受付可能です。
計画認定通知	所定の審査終了後

8 復興事業計画認定申請書の提出方法等

- 提出方法 原則として持参
- 提出部数 2部(正本1部、副本1部)
- 提出書類
 - 1) 栃木県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書(様式第1号)
 - 2) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書(別紙1)
 - 3) 商店街型で申請の場合で、「商業機能の商業機能の復旧促進のための事業」を行うとする場合は、当該事業区域が市町の商業集積地となることが決定している旨の同意書

- 4) 事業者別復興事業計画書（別紙2）
 ※構成員ごとに作成。（補助金交付申請を行わない構成員は不要）
 ※補助金交付申請を行わない構成員が必要な添付資料は、以下の5)及び10)のみです。
- 5) 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）
 ※誓約書については全構成員、補助金の申請を予定している構成員については、誓約書に加えて役員名簿も提出してください。なお、個人事業の方も必要です。
- 6) 現在事項証明書（商業登記）又は住民票抄本
 ※補助金の申請を予定している構成員について、法人の場合は現在事項証明書（商業登記）、個人の場合は住民票抄本（個人番号がないもの）を提出してください。
- 7) 現在事項証明書（建物）
 ※補助金の申請を予定している構成員について、現在事項証明書（建物）＜未登記の場合は所有者が確認できる資料＞を提出してください。
- 8) 固定（償却）資産台帳等
 ※補助金の申請を予定している構成員について、固定（償却）資産台帳の被災物件が記載してある部分を提出してください。
- 9) 罹災証明書及び被災状況が分かる写真等の写し
 ※補助金の申請を予定している構成員について、市町発行の罹災証明書又は被災を証する書類、及び被害状況が分かる写真や参考資料を提出してください。
 なお、罹災（被災）証明書等がない場合、写真等で代替できる場合がありますので、県にご相談ください。
- 10) 会社案内等のパンフレット等
 ※補助金の申請を予定していない構成員について提出してください。
 <新分野事業を申請する場合は、上記1)～10)に加えて以下の11)、12)を提出>
- 11) 新分野事業に関する総括表
- 12) 認定経営革新等支援機関による確認書
 ※新分野事業に関する申請書の確認をしたもの。

●提出・お問い合わせ先（予約制）

名 称	グループ補助金等 宇都宮受付センター	グループ補助金等 県南受付センター
業務内容	・本補助金を含めた補助制度に係る相談 ・本補助金等の各種申請受付・審査	
住 所	栃木県庁南館4階 （宇都宮市塙田1-1-20）	栃木県庁安蘇庁舎福利厚生棟2階 （佐野市堀米町607）
開所日時	月曜日から金曜日（予約制） 9時から17時まで	
電 話	028-623-2422	0283-85-9505
F A X	028-623-3182	0283-85-9508

9 注意事項

補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。復興事業計画の認定に加え、下記の要件を満たさなければ、認定を受けた事業計画に参画した事業者であっても、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

- 原則として、県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であること
- 原則として、補助事業の対象となる施設、設備、共同店舗及び環境整備を県内において復旧・整備すること
- 商店街型グループの「商業機能の復旧促進のための事業」については、所在市町の同意を得ており、地権調整等の目処が立っていること
- 特定の風俗営業事業者でないこと
 - ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条第1項の風俗営業ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く
 - ・同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業

- 認定結果については、グループ代表者に認定書を送付するとともに、公表します。
- 復興事業計画の認定は、必ずしも、補助金交付を約束するものではありませんので、ご注意願います。
- 補助金交付申請時には、上記以外にも資料の提出が必要です。

10 交付決定に係る企業名等の公開

国の予算の支出先、用途の透明化及びオープンデータ（※1）の取組を政府として推進すべく、補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、法人インフォメーション（※2）に原則掲載されることとなります。そのため、補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が、法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表されることとなります。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、交付決定等に関する必要な情報の提供を求めることになるため、中小企業等グループ又はその構成員は、その指示に従わなければなりません。

（※1）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※2）法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

11 参 考

●中小企業者の定義

(1) 会社及び個人

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下又は3億円以下
卸 売 業	100人以下又は1億円以下
小 売 業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅 館 業	200人以下又は5,000万円以下

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

●中堅企業の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

●大企業の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

●みなし大企業（みなし中堅企業）の定義

以下のいずれかに該当する企業は、みなし大企業（みなし中堅企業）となります。

- i) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- ii) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- iii) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者

●その他補助対象の事業者となる法人（法人格別）

士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人等）、農業法人（会社法の会社若しくは有限会社）、農業協同組合、漁業協同組合、農事組合法人、信用協同組合、医療法人、信用金庫、公益財団法人（一般財団法人）、公益社団法人（一般社団法人）、NPO法人、第3セクター、社会福祉法人、学校法人、共済組合、消費生活協同組合

※従業員等法人の規模等で補助対象外となる場合があります。